

トピック

国民経済計算 (SNA) の 2015年 (平成27年) 基準 改定について

経済社会総合研究所 国民経済計算部 企画調査課
荒木 健伍

はじめに

国民経済計算部では、「基準改定」と呼ばれる作業を約5年に一度行っており、2020年12月から2021年1月にかけて、国民経済計算2015年(平成27年)基準改定(以下、今回基準改定という。)後の計数の公表を行った。

毎年公表する年次推計では、直近3年分(2019年度年次推計であれば、2017年1-3月期から2020年1-3月期までが推計期間)の計数について、年ベースで得られる基礎統計等を用いて推計を行うが、基準改定では、「産業連関表」(総務省等)や「国勢統計」(総務省)、「住宅・土地統計」(総務省)といった構造統計の反映によるベンチマークの更新のみならず、新たな概念の導入などを行ったり、推計の精緻化に資するように推計方法を見直したりして、1994年1-3月期以降の計数の推計・公表を行う。

今回基準改定では、前回(2011年(平成23年))基準改定時に取り込むに至らなかった国際基準(2008SNA)で示された娯楽作品原本の資本化等に対応したり、このところ経済規模が無視できなくなっていたシェアリ

ングエコノミーのうち、比較的推計を行うための基礎統計が得られた、いわゆる「民泊」の推計を新たに行った。なお、新たな概念や推計方法の詳細については、統計委員会においてご議論いただき、また、季刊国民経済計算等¹に記載していることからそちらをご覧いただきたい。

「平成27年(2015年)基準改定」のGDPへの影響

今回基準改定の結果と基準改定前の計数を図表1に示した。

今回基準改定では、「平成27年(2015年)産業連関表」において新たに把握・記録された「改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)」や「分譲住宅の販売マージン及び非住宅不動産の売買仲介手数料」、また、前述の娯楽作品原本の資本化が総固定資本形成を押し上げ、それによってGDP全体もほぼ平行に上方に改定された。

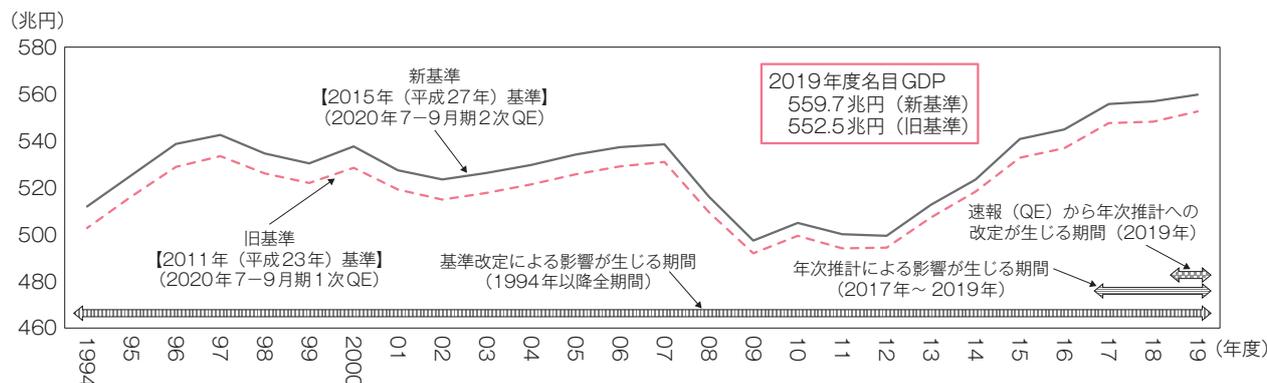
「平成27年(2015年)基準改定」における注目点

〈娯楽作品原本〉

今回基準改定において、特に問い合わせが多かったのが、娯楽作品原本についてであった。質問に回答する形で、以下に示したい。

まず、今回、対象となった娯楽作品は、映画、テレビ番組、音楽作品、書籍である。テレビ番組でもニュース番組やスポーツ番組、CM、雑誌は、一過性のものとして除外する。そして、「原本」は、映画やテレビ番組のマスターとなるフィルムや映像データ、

図表1 名目GDPの実額(年度、新旧比較)



1 季刊国民経済計算No.166 (<https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/archive/snaq/snaq166/snaq166.html>)

CD等を作成するのに必要な音源、書籍の原稿などを指している。この「原本」は、映画の配給サービス（映画館に上映用テープ等を貸出す）、テレビ番組の放映、販売用のCD等の製作、書籍の出版といった、「コピー」の生産に使用される。つまり、普段、私たちが見ているものはその多くがコピーであり、コピーを利用すれば、家計最終消費支出となり、GDPに計上される。そして、従来は、「原本」は、コピーを作るためのそれぞれの品目の中間消費となっていたため、GDPには計上されていなかった。今回基準改定により、「原本」そのものが一つの品目として生産され、総固定資本形成としてGDPに計上されることになったため、GDPを押し上げることになる²。また、2020年後半には、映画「鬼滅の刃」の爆発的なヒットがあり、こうした娯楽作品のヒットはGDPをプラスに押し上げるのかという質問もあった。答えは「イエス」である。それには、この原本の産出額の推計方法がかかわってくる。娯楽作品原本の産出額は、その原本が将来にわたって生み出す収益の割引現在価値で測られるため、収益が高ければ、結果的には産出額は高くなり、総固定資本形成がGDPを押し上げることになる³。

〈分譲住宅の販売マージン及び非住宅不動産の売買仲介手数料〉

分譲住宅の販売マージン及び非住宅不動産の売買仲介手数料についても、販売マージンと仲介手数料とは何が違うのか、対象は何か、という質問があった。

まず、建物を大きく分けると、住宅とそれ以外、すなわち、オフィスビルや店舗などの非住宅不動産に分けられる。また、住宅は、分譲住宅と注文建築など分譲以外の住宅に分けられる。非住宅不動産も同様に分譲とそれ以外に分けられるが、非住宅不動産には、あまり分譲の物件というのは存在しないようであり、ここでは捨象した。次に、販売マージンと売買仲介手数料の違いであるが、簡単に言えば、住宅仲介手数料は、法律で決められた限度（物件の3%程度）を購入者及び販売者双方から仲介業者が得るものであり、販売マージンは、住宅建築業者の販売時の上乗せ部分であり、物件に対する限度額もないものと考えてよい。なお、分譲以外の住宅販売手数料はすでに平成23年

基準（2011年基準）において計上されていることから、今回GDPの押し上げ要因とはなっていない。

以上の不動産関係の所有権移転費用についてまとめると以下ようになる。

図表2 JSNAにおける不動産関係の記録

	不動産売買仲介手数料	不動産販売マージン
住宅	〈住宅売買仲介手数料〉 ・2011年基準で総固定資本形成 ・（民間住宅）として記録 ※2005年以前の基準では中間消費扱い	〈分譲住宅の販売マージン〉 ・2015年基準で新たに総固定資本形成 ・（民間住宅）として記録
非住宅	〈非住宅不動産の売買仲介手数料〉 ・2015年基準で新たに総固定資本形成 ・（民間企業設備）として記録	-

まとめ

基準改定の作業は、次期基準改定における課題の整理から始まるので、前回の基準改定の直後、公表の5年前から開始すると言っても過言ではない。とはいえ、最後の1、2年は推計の佳境となり、最後の数か月は公表をにらみつつ忙しさはピークに達する。

今回基準改定でも同様の作業繁忙期を迎えることとなったが、2020年度が始まったころから、出勤制限の中、テレワークでの推計やオンラインでの打ち合わせで対応せざるを得なかった。いまや環境に慣れつつあるが、初めは対面で話せばすぐに解決することもメールのやり取りなどでもどかしい思いもした。

そのほか、必要な基礎統計の遅延が生じ、別の推計方法を検討する必要があったり、経済状況をほぼリアルタイムで反映するQEにおいて、特別な処理が必要となり、通常の作業よりも時間がかかる事態が発生したりと、想定を上回る難題が発生し、何度か、スケジュールの全体後ろ倒しを模索したこともあった。

このような中で何とかスケジュールどおりに基準改定作業を終えられたことは、手前みそではあるが、計算部の職員それぞれが協力し合い、一人一人が自分の役割を果たしたからにはほかならないと思う。

このようにしてようやく公表に至った計数が、多くの方に様々な形で利用されるとありがたい。

荒木 健伍（あらかき けんご）

2 「コピー」の中間消費としては、「原本」は現在の推計方法でも計上されている。

3 もちろん、家計最終消費支出も「コピー」を消費する観点から増加する。